

高松市立小・中学校体育館空調設備設置事業

事業者選定基準

令和8年3月3日

高松市

目次

I	審査の概要	1
1	本書の位置づけ	1
2	審査の方式	1
3	審査委員会の設置	1
4	審査の手順	1
5	最優秀提案者の選定	2
6	事業者の選定	2
7	提案内容の位置づけ	3
II	審査基準等	3
1	第一次審査	3
2	第二次審査	3
3	総合評価	8

I 審査の概要

1 本書の位置づけ

本事業者選定基準は、高松市（以下「市」という。）が「高松市立小・中学校体育館空調設備設置事業（以下「本事業」という。）」を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集及び選定するにあたり、最も優れた提案を選定するための手順、方法及び評価基準等を示したものである。

なお、本事業者選定基準は事業者の応募に参加しようとする者（以下「応募事業者」という。）に交付する「募集要項」、「要求水準書」、「様式集」、「基本協定書（案）」、「事業契約書（案）」（以下「募集要項等」という。）と一体のものであり、使用する用語の定義は募集要項等と同一のものである。

2 審査の方式

市は、本事業をPFI法に基づく事業として実施することにより、事業者の技術やノウハウを活かし対象施設に空調設備等の一斉導入及び対象施設の屋根改修を一体的に実施することで、整備期間や財政負担等の縮減及び効率化を図ることを目指している。

本事業を実施する事業者の選定にあたっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業に係るサービス対価及び提案内容等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により選定する。

3 審査委員会の設置

市は、提案内容の審査に関して、幅広い専門的見地からの意見を参考とするために、学識経験者等により構成される「高松市立小・中学校体育館空調設備設置事業者選定プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置した。

審査委員会は、最も優れた提案を行った最優秀提案者を選定し、市は、この選定結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

なお、市が設置した審査委員会の委員は次のとおりである。

委員名（敬称略）	役職等
中島 美登子	香川大学創造工学部 准教授
山本 高広	香川大学創造工学部 講師
一原 玄子	高松市教育局長
川西 正晃	高松市教育局 総務課 学校施設整備室長
松尾 康史	高松市財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室長

※本事業について審査委員会の委員に接触を試みた者については、応募資格を失う。

※人事異動等により委員が変更となった場合、後任のものを審査委員とする。

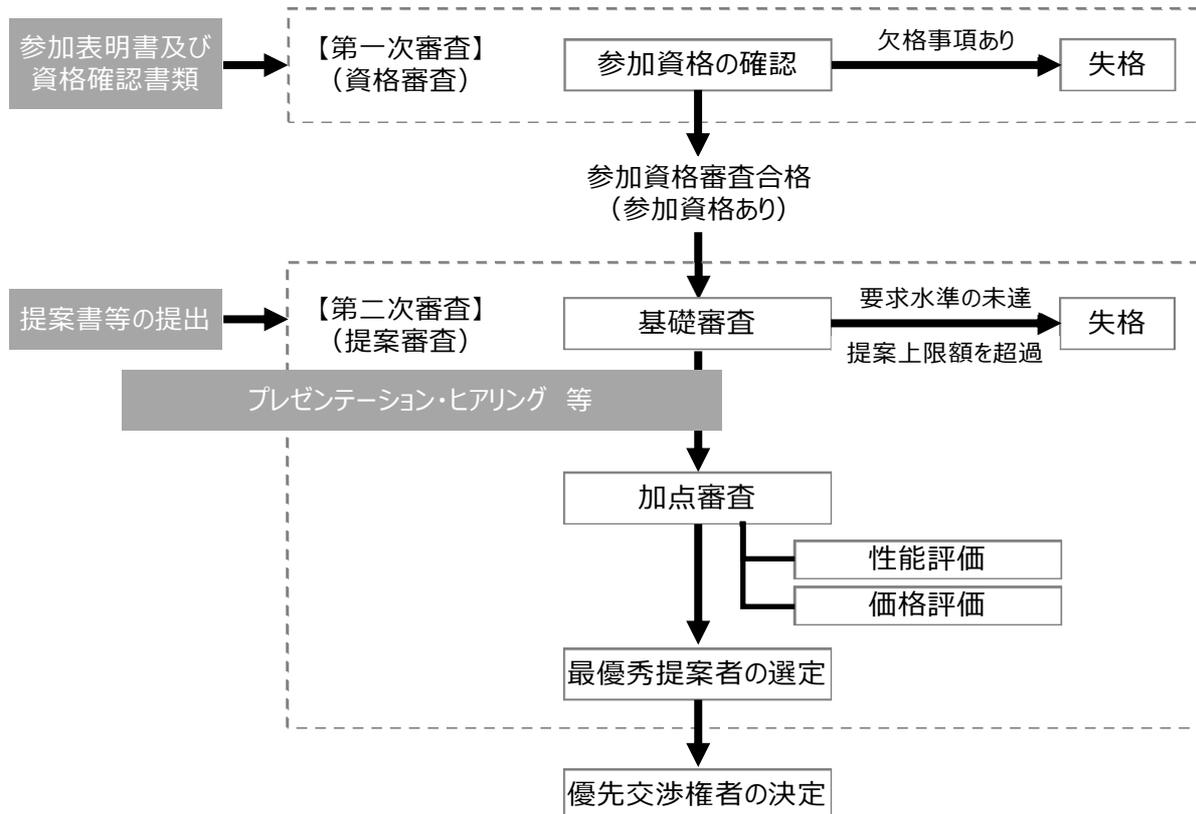
4 審査の手順

審査は二段階に分けて実施するものとし、応募事業者の各構成企業が基本的な参加

資格要件及び各担当業務の参加資格要件を満たしているかを確認する第一次審査と、第一次審査を通過した応募事業者の提案内容等を審査する第二次審査を実施する。
 なお第二次審査に第一次審査の結果は影響しない。

第一次審査	資格審査
第二次審査	基礎審査、加点審査（性能評価・価格評価）

<審査の手順>



5 最優秀提案者の選定

第一次審査に合格した応募事業者から提出された提案書等の内容について、審査委員会が第二次審査として本書に基づき評価・得点化を行い、第二次審査で最も得点の高かった者を最優秀提案者として選定する。

第二次審査に進んだ応募事業者が1者であった場合には、当該応募事業者から提出された提案書等の内容を審査し、基礎審査に合格した上で、「II2 (2)加点審査及びII3 総合評価」に定められた方法による得点化において、総合評価点が60点以上であれば、当該応募事業者を最優秀提案者として選定する。

6 事業者の選定

市は、審査委員会による最優秀提案者の選定結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

7 提案内容の位置づけ

PFI事業では、見積書を提出した時点では設計等が完了していないため、提案内容をそのまま実施することを求めるものではなく、事業契約書に定める「設計業務」が完了した後に、空調設備等の性能や仕様、施工業務・維持管理業務の具体的内容が決定されるものとなる。

ただし、公募型プロポーザル方式においては、提案内容が見積書の一部を構成するものとなり、以下の範囲において本事業の契約上の拘束力を有するものとなるため、留意すること。

(1) 審査項目に基づく審査の扱い

審査項目に基づく審査では、要求水準以上の提案が具体的になされている内容について得点が付与される加点評価を行う。

このため、優先交渉権者が提案した提案内容が、事業契約で定める業務水準となることに留意すること。

(2) 審査委員会の意見の扱い

審査委員会においては、応募事業者からの提案内容に対して意見が出される場合がある。この場合、事業契約の締結の段階で、優先交渉権者は審査委員会が提示した意見を事業の内容に反映させるために、可能な限り配慮しなければならないものとする。

II 審査基準等

1 第一次審査

応募事業者の構成企業及び協力企業が基本的な参加資格要件及び各担当業務の参加資格要件を満たしているかどうかを審査する。満たしていないと判断した場合は失格とする。

なお、提出された書類に疑義がある場合には、応募事業者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

2 第二次審査

応募事業者から提出された提案書等の内容を審査する。審査にあたっては、応募事業者によるプレゼンテーション、審査委員会による応募事業者へのヒアリング等の実施を予定している。

なお、応募事業者から提出された提案書等に疑義がある場合には、応募事業者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、応募事業者に対して個別ヒアリングを行って確認する場合がある。

また、応募事業者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、提案書等における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

(1) 基礎審査

応募事業者から提出された提案書等について、以下に示す基礎審査項目を満たしているかを確認する。いずれかでも満たしていない場合、その応募事業者は失格とする。

①見積価格の確認

応募事業者が見積書等に記載した見積価格が、募集要項に記載の提案上限額を超えていないことを確認する。見積価格が提案上限額を超えている場合は失格とする。

また、見積価格に、募集要項等に示した前提条件が正確に反映されているか、計算上の誤りがないかについて確認を行う。

市が支払うサービス対価の算出方法に誤りがあることが明らかな場合は、内容を確認のうえ、失格か否かの判断を行う。

②要求水準の達成確認

提案内容が要求水準を満たしているかを提案書等の記載事項等に基づき確認する。

提案内容は、市が要求する要求水準に対して、事業実施時にその要求水準を満たすことを確約すること、また、要求水準を満たすための対応方策等について具体性を持って記載することが必要となる。

提案書等に記載される内容が要求水準を充足する妥当な方法・内容であると確認できる場合に、要求水準を達成しているものとして判断する。

要求水準の達成確認を行うにあたり、応募事業者から提出された提案書等に疑義がある場合には、応募事業者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、応募事業者に対して個別ヒアリングを行って確認する場合がある。

(2) 加点審査

基礎審査を通過した応募事業者の提案内容について審査し、①及び②に従い定量化する。

①定性評価（性能評価）

配点は合計 90 点とし、提案書の内容について、以下に示す審査項目ごとに、評価の視点に基づき評価し、加点を行う。

性能評価の加点の付与基準は、以下に示す 5 段階評価とし、各審査項目について、係数を乗じて加点を算出する。

< 加点付与基準 >

評価区分	評価内容	点数化の方法（係数）
A	要求水準を上回る具体的かつ特に優れた提案である	審査項目の配点×1.0
B	要求水準を上回る具体的かつ優れた提案である	審査項目の配点×0.8
C	要求水準を上回る具体的な提案がある	審査項目の配点×0.6
D	提案の妥当性が乏しく、要求水準を上回る提案がない	審査項目の配点×0.4
E	要求水準を上回る提案がない	審査項目の配点×0.0

<性能審査項目及び配点>

審査項目		配点
1 事業実施に関する項目		20
(1)	事業計画の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業実施の基本方針 ■ 構成企業、協力企業等の役割分担及び事業実施体制 ■ 事業収支及び資金調達計画 	5
(2)	リスクへの対応及び事業継続性 <ul style="list-style-type: none"> ■ リスクの想定及びその対応策、リスク分担の考え方 ■ 事業の安定性の確保 	5
(3)	地域経済の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ■ 市内企業の参画促進 ■ 市内企業の育成や地域経済の振興への配慮 	10
2 設計・施工に関する項目		45
(1)	設計・施工業務の実施体制及びスケジュール <ul style="list-style-type: none"> ■ 業務実施体制及び役割分担 ■ 設計・施工スケジュールの管理 	5
(2)	空調設備等及び屋根改修の性能及び機能 <ul style="list-style-type: none"> ■ 本事業における最適な性能及び機能（快適性、操作性、汎用性等） 	20
(3)	設計・施工における学校運営等への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ■ 空調設備等設置における設置場所、配管等の工夫及び配慮 ■ 学校現場・運営及び近隣住民等に対する配慮、工夫及び安全確保 	10
(4)	設計・施工における環境負荷軽減及び防災対策への工夫 <ul style="list-style-type: none"> ■ 環境負荷低減や防災対策の充実に向けた設計・施工上の工夫 	10
3 維持管理に関する項目		25
(1)	維持管理業務の実施体制及びスケジュール <ul style="list-style-type: none"> ■ 維持管理体制、連絡体制及び対応窓口 ■ 維持管理スケジュールの管理 	5
(2)	効率的・効果的な維持管理の実施 <ul style="list-style-type: none"> ■ 機能面・費用面の観点から効率的・効果的なモニタリングを実施するための仕組みと工夫・配慮 ■ 故障等の緊急時の対応方針・対策及び予防保全の工夫 ■ 事業終了後の配慮 	20
合計		90

<性能審査項目及び評価の視点>

1 事業実施に関する項目 (20点)

審査項目	評価の視点	配点	主な様式
(1) 事業計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業に取り組むにあたっての事業者の基本方針、役割認識は市の意図を十分に踏まえているか。 ・ 代表企業、構成企業及び協力企業の役割分担、事業実施体制、SPC経営体制は効率的かつ効果的で、確実な事業実施が期待できるか。 ・ 代表企業及び構成企業の経営状況は健全であるか。 ・ 窓口の一元化など、市及び学校との効率的な連絡・調整体制が明示されているか。 ・ 事業収支計画、資金調達計画は実現性が高く妥当なものであるか。 	5	6-2
(2) リスクへの対応及び事業継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表企業、構成企業、協力企業間のリスク分担に無理がなく、実効的であるか。 ・ 事業全体を通して、リスクに対するマネジメント体制が実効的であるか。 ・ リスク顕在化時に迅速な対応ができる体制が構築されているか。 ・ その他、不測の事態の発生時においても、事業を継続できる方策、仕組みが備えられているか。 	5	6-3
(3) 地域経済の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成企業や協力企業、下請け企業の選定にあたり、市内企業の参画が促進されたものとなっているか。 ・ 市内事業者からの資材等の調達等が大きく、地域経済への貢献に配慮した計画となっているか。 	10	6-4

2 設計・施工に関する項目 (45点)

審査項目	評価の視点	配点	主な様式
(1) 設計・施工業務の実施体制及びスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的、効果的に設計、施工、工事監理を遂行でき、窓口の一元化を行うなど、市及び学校との効率的な連絡、調整を行うことのできる実施体制、役割分担が明示されているか。 ・ 計画通りに空調設備等の引渡しが可能となる十分な体制が構築されているか。 ・ スケジュール通りの設計・施工を確実に実施し、統一的な施工品質の確保を行うことが期待できるか。 ・ 学校とのスケジュールの調整の考え方は、学校教育活動に支障をきたさないよう配慮がなされているか。 	5	7-2
(2) 空調設備等及び屋根改修の性能及び機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者や体育館の特性を十分に勘案し、適切な空調能力、性能、機能を有する機器等が選定されているか。 	20	7-3

審査項目	評価の視点	配点	主な様式
	<ul style="list-style-type: none"> 室内機及び室外機等の設置台数や設置場所、配管・配線等は、体育館及び学校の教育環境、周辺地域等への影響等を考慮した計画となっているか。 		
(3) 設計・施工における学校運営等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設における施工期間を短縮するなど学校運営への負担を軽減する工夫が計画されているか。 学校関係者、近隣住民等に対する安全確保の方策が具体的かつ実効的であるか。特に、授業実施時期における対策が具体的かつ実効的であるか。 導入される機材の配置や仕様、施工方法等を十分に検討し、学校関係者等の安全確保に十分留意された計画となっているか。 	10	7-4
(4) 設計・施工における環境負荷軽減及び防災対策への工夫	<ul style="list-style-type: none"> 機器性能において、消費エネルギー量を削減し、運用にかかる費用の負担軽減や環境負荷の低減に貢献する配慮が行われた提案となっているか。 設計・施工において、脱炭素社会の実現や環境負荷の低減に向けた十分な配慮、工夫があるか。 災害発生時の避難施設としての十分な活用等を想定し、防災対策等の観点から十分な配慮、工夫があるか。 	10	7-5

3 維持管理に関する項目 (25点)

審査項目	評価の視点	配点	主な様式
(1) 維持管理業務の実施体制及びスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 事業期間を通して円滑な業務実施や妥当かつ実効的な体制が構築されているか。 市及び学校との連絡体制、対応窓口が明確であり、効率的かつ実効的であるか。 スケジュールは、維持管理の個別業務への対応や調整等に要する時間等を十分に考慮した妥当かつ確実なものとなっているか。 	5	8-2
(2) 効率的・効果的な維持管理の実施	<ul style="list-style-type: none"> 空調設備等の性能劣化の防止や長寿命化、有効な予防保全の方策等に関する配慮、具体的な工夫があるか。 空調設備等の故障等の不具合発生時に、迅速な対策がとれる体制を構築されており、改善等の処置が効率的に行えるよう対策が行われる、有効な計画となっているか。 市及び学校からの問合せ、照会等に対して、迅速に対応できる体制に具体的な工夫がなされているか。 事業期間終了後も空調設備等の一定の性能を確保するための具体的かつ有効な提案がなされているか。 	20	8-3

②定量評価（価格評価）

応募事業者が提示する見積価格（空調設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務、所有権移転業務及び維持管理業務等の総額）について、次の算式により「価格点」として算出する。

提案上限額に対する応募事業者の見積価格に応じて配点し、最大 10 点を加点する。

<算定式>

$$\text{価格点} = 46 - 40 \times \frac{\text{見積価格}}{\text{提案上限額}}$$

※1 有効桁数は小数点第 1 位とし、小数点第 2 位は四捨五入する。

※2 見積価格が提案上限額の 90% 以下の場合は 10 点となる。

3 総合評価

(1) 総合評価の手順

審査委員会は、提案書等に記載された提案内容に基づいて、審査項目ごとに評価者 5 名の平均により算出し、合計した「内容点」、及び、応募事業者が提示する見積価格に基づいて算出した「価格点」の合計により、応募事業者ごとに総合評価点を算出し、順位付けを行う。

審査委員会は順位付けを行った結果に基づいて、最優秀提案者を選定し、市は審査委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

(2) 総合評価点の計算式

総合評価点の算出は、以下の計算式によって行う。

$$\begin{array}{l} \text{総合評価点} \\ \text{(満点 100 点)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{【内容点】} \\ \text{(満点 90 点)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{【価格点】} \\ \text{(満点 10 点)} \end{array}$$

なお、総合評価点が、満点の 100 点に対して 60 点を下回る場合は、失格とする。